

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成23年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第34号

香川県職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する等の規則

(香川県職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第1条 香川県職員の職の設置に関する規則(昭和32年香川県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 知事公室長</u></p> <p><u>(3) 局長</u></p> <p><u>(4) 理事</u></p> <p>(5)～(29) 略</p> <p><u>(30)～(34)</u> 略</p> <p>出先機関</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 副所長</u></p> <p>(5)～(17) 略</p> <p><u>(18) 家畜防疫主幹</u></p> <p><u>(19)～(24)</u> 略</p> <p>(25)～(32) 略</p> <p><u>(33)・(34)</u> 略</p> <p><u>(35)～(47)</u> 略</p>	<p>地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第5条の規定に基づき、法令に特別の定めのあるものを除くほか、県に、次に掲げる職を置き、職員、大学教員又は大学事務職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 局長</u></p> <p><u>(3) 理事</u></p> <p><u>(4) 知事公室長</u></p> <p>(5)～(29) 略</p> <p><u>(30) 守衛長</u></p> <p><u>(31) 主席主事</u></p> <p><u>(32)～(36)</u> 略</p> <p>出先機関</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 院長</u></p> <p>(5)～(17) 略</p> <p><u>(18)～(23)</u> 略</p> <p><u>(24) 副所長</u></p> <p>(25)～(32) 略</p> <p><u>(33) 事務長</u></p> <p><u>(34)・(35)</u> 略</p> <p><u>(36) 教務主任</u></p> <p><u>(37)～(49)</u> 略</p> <p><u>(50) 主席主事</u></p>

(48)～(54) 略

(51)～(57) 略

(香川県東京事務所規則の一部改正)

第2条 香川県東京事務所規則（昭和33年香川県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第2条 事務所に、<u>総務行政部</u>及び<u>産業振興部</u>を置く。</p> <p>(分掌事項) 第3条 <u>総務行政部</u>の分掌事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) その他<u>他部</u>の所掌に属しない事項に関すること。 2 <u>産業振興部</u>の分掌事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略</p> <p>(職員) 第4条 略 (1) 略 <u>(2) 副所長</u> <u>(3) 部長</u> <u>(4) 略</u> (5)～(7) 略</p> <p>(職務) 第5条 略 2 <u>副所長</u>は、所長を補佐する。 3 <u>部長</u>は、上司の命を受けて<u>部</u>に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 4～6 略</p>	<p>(組織) 第2条 事務所に、<u>総務行政課</u>及び<u>企業誘致・観光課</u>を置く。</p> <p>(分掌事項) 第3条 <u>総務行政課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) その他<u>他課</u>の所掌に属しない事項に関すること。 2 <u>企業誘致・観光課</u>の分掌事項は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略</p> <p>(職員) 第4条 事務所に、次の職員を置く。 (1) 略 <u>(2) 次長</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 課長</u> (5)～(7) 略</p> <p>(職務) 第5条 略 2 <u>次長</u>は、所長を補佐する。 3 <u>課長</u>は、上司の命を受けて<u>課</u>に属する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 4～6 略</p>

(香川県行政組織規則の一部改正)

第3条 香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務学事課、<u>財産経営課</u>、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、県民活動・男女共同参画課、人権・同和政策課</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>前項に規定するもののほか、秘書、広聴及び広報並びに国際交流に関する事務を処理させるため、総務部に知事公室を置き、当該公室に秘書課、広聴広報課及び国際課を置く。</u></p> <p>3 前2項に規定するもののほか、危機管理に関する事務を総合的に処理させるため、総務部に防災局を置き、当該局に危機管理課を置く。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、観光振興及びにぎわいづくりに関する事務を処理させるため、商工労働部に観光交流局を置き、当該局に観光振興課及びにぎわい創出課を置く。</p> <p>5 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>政策課～文化振興課 略</p> <p>県産品振興課</p> <p>(1) 県産品の総合的な販売戦略の企画に関すること。</p> <p><u>(2) 県産品の販路の開拓及びブランド化に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>第4条 総務部の各課（<u>知事公室の各課及び防災局危機管理課を除く。</u>）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務学事課</p>	部	課	略		総務部	総務学事課、 <u>財産経営課</u> 、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、県民活動・男女共同参画課、人権・同和政策課	略		<p>(課の設置)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる部に、同表の右欄に掲げる課を設ける。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>総務学事課、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、県民活動・男女共同参画課、人権・同和政策課、<u>国際課、広聴広報課、秘書課</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定するもののほか、危機管理に関する事務を総合的に処理させるため、総務部に防災局を置き、当該局に危機管理課を置く。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、観光振興及びにぎわいづくりに関する事務を処理させるため、商工労働部に観光交流局を置き、当該局に観光振興課及びにぎわい創出課を置く。</p> <p>4 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 政策部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策課～文化振興課 略</p> <p>県産品振興課</p> <p>(1) 県産品の総合的な販売戦略の企画<u>及び立案</u>に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>第4条 総務部の各課（防災局危機管理課を除く。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務学事課</p> <p>(1) <u>県有財産の取得、管理及び処分に関すること。</u></p>	部	課	略		総務部	総務学事課、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、県民活動・男女共同参画課、人権・同和政策課、 <u>国際課、広聴広報課、秘書課</u>	略	
部	課																
略																	
総務部	総務学事課、 <u>財産経営課</u> 、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、県民活動・男女共同参画課、人権・同和政策課																
略																	
部	課																
略																	
総務部	総務学事課、総務事務集中課、税務課、人事・行革課、職員課、県民活動・男女共同参画課、人権・同和政策課、 <u>国際課、広聴広報課、秘書課</u>																
略																	

- (1) 略
- (2) 公舎の管理に関すること。

(3)～(15) 略

財産経営課

- (1) ファシリティマネジメントの推進に関すること。
- (2) 県有財産の取得、管理及び処分^のの総括に関すること。
- (3) 未利用地の利活用及び処分^のの推進及び調整に関すること。
- (4) 県有資産所在市町交付金に関すること。
- (5) 県有財産の災害共済に関すること。
- (6) 庁舎の管理に関すること。
- (7) 庁中の取締りに関すること。
- (8) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関すること（都市計画課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 香川県土地開発基金に関すること。
- (10) 香川県土地開発公社に関すること。

総務事務集中課～人権・同和政策課 略

- (2) 県有財産に係る契約の審査及びその履行状況の調査に関すること。
- (3) 公舎の管理に関すること。
- (4) 庁舎の管理に関すること。
- (5) 庁中の取締りに関すること。
- (6) 略
- (7) 電話に関すること。
- (8)～(20) 略

総務事務集中課～人権・同和政策課 略

国際課

- (1) 国際交流及び国際協力に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 国際交流事業及び国際協力事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 海外移住に関すること。
- (4) 旅券の交付に関すること。
- (5) 香川国際交流会館に関すること。
- (6) その他国際交流及び国際協力に関すること。

広聴広報課

- (1) 広聴及び広報に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 広聴及び広報活動の実施に関すること。
- (3) 報道機関に関すること。
- (4) 県章に関すること。

2 知事公室の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

秘書課

- (1) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (2) 儀式及び褒賞に関すること。
- (3) 貴賓の接遇に関すること。
- (4) 部長会議に関すること。

広聴広報課

- (1) 広聴及び広報に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 広聴及び広報活動の実施に関すること。
- (3) 報道機関に関すること。
- (4) 県章に関すること。
- (5) その他広聴及び広報に関すること。

国際課

- (1) 国際交流及び国際協力に関する施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 国際交流事業及び国際協力事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 海外移住に関すること。
- (4) 旅券の交付に関すること。
- (5) 香川国際交流会館に関すること。
- (6) その他国際交流及び国際協力に関すること。

3 略

第6条 略

健康福祉総務課・長寿社会対策課 略

子育て支援課

- (1)～(13) 略
- (14) 子ども女性相談センター及び斯道学園に関すること。
- (15) 略

- (5) その他広聴及び広報に関すること。

秘書課

- (1) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (2) 儀式及び褒賞に関すること。
- (3) 貴賓の接遇に関すること。
- (4) 部長会議に関すること。

2 略

第6条 健康福祉部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康福祉総務課・長寿社会対策課 略

子育て支援課

- (1)～(13) 略
- (14) 子ども女性相談センター、保育専門学院及び斯道学園に関すること。
- (15) 略

(16) 母子家庭等の医療費の支給に関すること。

(17) 略

障害福祉課

(1)～(10) 略

(11) 重度心身障害者等の医療費の支給に関すること。

(12) 略

医務国保課

(1)～(7) 略

(8)～(10) 略

薬務感染症対策課・生活衛生課 略

第8条 略

農政課・農業経営課 略

農業生産流通課

(1)～(9) 略

(10) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
(平成21年法律第26号)の施行に関すること。

(11)・(12) 略

畜産課～水産課 略

第9条 略

土木監理課

(1)～(12) 略

(13) 略

(14)・(15) 略

第10条 略

会計課

(1)～(12) 略

(16) 略

障害福祉課

(1)～(10) 略

(11) 略

医務国保課

(1)～(7) 略

(8) 重度心身障害者、母子家庭等の医療費の支給に関すること。

(9)～(11) 略

薬務感染症対策課・生活衛生課 略

第8条 農政水産部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

農政課・農業経営課 略

農業生産流通課

(1)～(9) 略

(10)・(11) 略

畜産課～水産課 略

第9条 土木部の各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木監理課

(1)～(12) 略

(13) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)の施行に
関すること(都市計画課の所掌に属するものを除く。)

(14) 略

(15) 香川県土地開発基金に関すること。

(16) 香川県土地開発公社に関すること。

(17)・(18) 略

第10条 出納局各課の分掌事務は、次のとおりとする。

会計課

(1)～(12) 略

(13) 財務会計オンラインシステムの管理運営に関すること。

(13) 略
審査課 略

(職)

第11条 略

2 知事公室に知事公室長を置く。

3～7 略

8 第1項から第6項までに定めるもののほか、理事を置くことができる。

(職務)

第12条 略

2 知事公室長は、知事の命を受けて、特命事項を処理するとともに、上司の命を受けて、知事公室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3・4 略

5～13 略

(14) 略
審査課 略

(職)

第11条 略

2～6 略

7 第1項から第5項までに定めるもののほか、理事及び知事公室長を置くことができる。

(職務)

第12条 略

2・3 略

4 知事公室長は、知事の命を受けて、国際交流、広聴及び広報並びに秘書に関する特命事項を掌理する。

5～13 略

(香川県災害対策本部規則の一部改正)

第4条 香川県災害対策本部規則（昭和38年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
班	課	分掌事務		班	課	分掌事務	
略				略			
広報班	総務部知事公室広聴広報課	略		広報班	総務部広聴広報課	略	
略				略			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
部	班	課	分掌事務	部	班	課	分掌事務
略				略			

総務部	総務学事班	総務部総務学事課	1 略 2 公用車に関すること。 3・4 略
	財産経営班	総務部財産経営課	1 <u>公有財産の被害状況の取りまとめ及び災害応急対策に関すること。</u> 2 <u>来庁者及び職員の避難誘導及び保護安全対策に関すること。</u> 3 <u>庁舎の電気、電話、給排水等に関すること。</u>
略			
	国際班	総務部知事公室国際課	略
	秘書班	総務部知事公室秘書課	略
	危機管理班	総務部防災局危機管理課	1 <u>危険物、高圧ガス、火薬類等の施設の被害状況の取りまとめ及び災害応急対策に関すること。</u>
略			
備考 略			

総務部	総務学事班	総務部総務学事課	1 略 2 <u>公有財産の被害状況の取りまとめ及び災害応急対策に関すること。</u> 3 <u>来庁者及び職員の避難誘導及び保護安全対策に関すること。</u> 4 <u>公用車、電気、電話、給排水等に関すること。</u> 5・6 略
	危機管理班	総務部防災局危機管理課	1 <u>危険物、高圧ガス、火薬類等の施設の被害状況の取りまとめ及び災害応急対策に関すること。</u>
略			
	国際班	総務部国際課	略
	秘書班	総務部秘書課	略
略			
備考 略			

(香川県公有財産規則の一部改正)

第5条 香川県公有財産規則(昭和39年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(合議) 第7条 次に掲げる場合においては、あらかじめ、 <u>財産経営課長</u> に合議しな	(合議) 第7条 次に掲げる場合においては、あらかじめ、 <u>総務学事課長</u> に合議しな

ければならない。

(1)～(7) 略

(公有財産台帳)

第36条 略

2 財産経営課長は、公有財産簿を総括する公有財産台帳を作成して、整理保管しなければならない。この場合において、公有財産台帳の様式は、第20号様式に準ずるものとする。

3 課長及び出先機関の長は、公有財産簿を作成し、又は修正したときは、課長は財産経営課長に、出先機関の長は主管課長及び主管課長を経由して財産経営課長に、公有財産異動報告伺書（第21号様式）に関係図面等必要な資料を添えて送付しなければならない。

4 財産経営課長は、前項の規定により公有財産異動報告伺書等の送付があったときは、その内容を審査した後、課長又は出先機関の長に、公有財産異動報告伺書等を返付するものとする。

(公有財産貸付台帳)

第37条 略

2 財産経営課長は、公有財産貸付簿を総括する公有財産貸付台帳を作成して、整理保管しなければならない。この場合において、公有財産貸付台帳の様式は、第22号様式に準ずるものとする。

ければならない。

(1)～(7) 略

(公有財産台帳)

第36条 略

2 総務学事課長は、公有財産簿を総括する公有財産台帳を作成して、整理保管しなければならない。この場合において、公有財産台帳の様式は、第20号様式に準ずるものとする。

3 課長及び出先機関の長は、公有財産簿を作成し、又は修正したときは、課長は総務学事課長に、出先機関の長は主管課長及び主管課長を経由して総務学事課長に、公有財産異動報告伺書（第21号様式）に関係図面等必要な資料を添えて送付しなければならない。

4 総務学事課長は、前項の規定により公有財産異動報告伺書等の送付があったときは、その内容を審査した後、課長又は出先機関の長に、公有財産異動報告伺書等を返付するものとする。

(公有財産貸付台帳)

第37条 略

2 総務学事課長は、公有財産貸付簿を総括する公有財産貸付台帳を作成して、整理保管しなければならない。この場合において、公有財産貸付台帳の様式は、第22号様式に準ずるものとする。

(香川県家畜保健衛生所規則の一部改正)

第6条 香川県家畜保健衛生所規則（昭和43年香川県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第4条 衛生所に次の職員を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 家畜防疫主幹</u></p> <p><u>(5)～(10)</u> 略</p> <p>(職務)</p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 衛生所に次の職員を置く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(9)</u> 略</p> <p>(職務)</p>

第5条 略
 2・3 略
4 家畜防疫主幹は、上司の命を受け特定の業務を処理する。
5～7 略

第5条 略
 2・3 略
 4～6 略

(庁舎管理規則の一部改正)

第7条 庁舎管理規則（昭和46年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(庁舎管理者) 第4条 略 2 庁舎管理者は、本庁舎にあっては<u>財産経営課長</u>、出先庁舎にあっては別表の左欄に掲げる出先機関等の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。 3 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出先機関等</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～22 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>23 香川県東讃土地改良事務所、 香川県高松土木事務所</u></td> <td><u>香川県高松土木事務所長</u></td> </tr> <tr> <td>24～27 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>28・29 略</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出先機関等	庁舎管理者	1～22 略		<u>23 香川県東讃土地改良事務所、 香川県高松土木事務所</u>	<u>香川県高松土木事務所長</u>	24～27 略		<u>28・29 略</u>		<p>(庁舎管理者) 第4条 略 2 庁舎管理者は、本庁舎にあっては<u>総務学事課長</u>、出先庁舎にあっては別表の左欄に掲げる出先機関等の区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる者とする。 3 略</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">出先機関等</th> <th style="text-align: center;">庁舎管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～22 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>23 香川県東讃土地改良事務所</td> <td><u>香川県東讃土地改良事務所長</u></td> </tr> <tr> <td>24～27 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>28 香川県高松土木事務所</u></td> <td><u>香川県高松土木事務所長</u></td> </tr> <tr> <td><u>29・30 略</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	出先機関等	庁舎管理者	1～22 略		23 香川県東讃土地改良事務所	<u>香川県東讃土地改良事務所長</u>	24～27 略		<u>28 香川県高松土木事務所</u>	<u>香川県高松土木事務所長</u>	<u>29・30 略</u>	
出先機関等	庁舎管理者																						
1～22 略																							
<u>23 香川県東讃土地改良事務所、 香川県高松土木事務所</u>	<u>香川県高松土木事務所長</u>																						
24～27 略																							
<u>28・29 略</u>																							
出先機関等	庁舎管理者																						
1～22 略																							
23 香川県東讃土地改良事務所	<u>香川県東讃土地改良事務所長</u>																						
24～27 略																							
<u>28 香川県高松土木事務所</u>	<u>香川県高松土木事務所長</u>																						
<u>29・30 略</u>																							

(香川県産業技術センター規則の一部改正)

第8条 香川県産業技術センター規則（平成12年香川県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第5条 略 (1)～(3) 略</p>	<p>(職員) 第5条 センターに、次の職員を置く。 (1)～(3) 略</p>

<p>(4) <u>主幹</u> (5)～(11) 略</p> <p>(職務) 第6条 略 2・3 略 <u>4 主幹は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。</u> <u>5～8</u> 略</p>	<p>(4)～(10) 略</p> <p>(職務) 第6条 略 2・3 略 <u>4～7</u> 略</p>
--	--

(香川県パスポートセンター規則の一部改正)

第9条 香川県パスポートセンター規則（平成16年香川県規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1条 旅券の交付に関する業務を行うため、<u>香川県総務部知事公室国際課</u>にパスポートセンター（以下「センター」という。）を置き、その位置は、高松市とする。</p>	<p>(設置) 第1条 旅券の交付に関する業務を行うため、<u>香川県総務部国際課</u>にパスポートセンター（以下「センター」という。）を置き、その位置は、高松市とする。</p>

(香川県県税事務所規則の一部改正)

第10条 香川県県税事務所規則（平成21年香川県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第5条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 主幹</u> <u>(4)～(7)</u> 略</p> <p>(職務) 第6条 略 2 略 <u>3 主幹は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。</u></p>	<p>(職員) 第5条 県税事務所に、次の職員を置く。 (1)・(2) 略 <u>(3)～(6)</u> 略</p> <p>(職務) 第6条 略 2 略</p>

4～6 略

3～5 略

(香川県立保育専門学院学則の廃止)

第11条 香川県立保育専門学院学則(昭和51年香川県規則第26号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。